令和　　年　　月　　日

松山市長　　　　様

住　所

氏　名

（法人にあっては、その名称及び代表者名）

欠格事由に該当しない旨の誓約書

児童福祉施設（保育所）の認可申請に当たり、下記の児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第５項第４号等のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第５８条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日前６０日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前６０日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ　申請者と密接な関係を有する者が、第５８条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ　申請者が、第５８条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１２項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

ト　申請者が、第４６条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第５８条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第１２項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

チ　ヘに規定する期間内に第１２項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前６０日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

リ　申請者が、認可の申請前５年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ　申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル　申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

ヲ　松山市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者であるとき。

ワ　法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体であるとき。

カ　県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあっては、県税を滞納している法人その他団体であるとき。

ヨ　松山市税を滞納している法人その他の団体であるとき。

タ　松山市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者であるとき。

レ　暴力団(松山市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体。

ソ　役員等(法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与し

ている者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体であるとき。

ツ　役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を

利用するなどしている法人その他の団体であるとき。

ネ　役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力

し、若しくは関与している法人その他の団体であるとき。

ナ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体であるとき。

ラ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体であるとき。

ム　地方自治法施行令第１６７条の４(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者であるとき。

ウ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者であるとき。

ゐ　申請日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者であるとき。

ノ　会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者であるとき。

オ　民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者であるとき。